

中央大学法学研究科 ミニシンポジウム

成年後見制度の 多摩モデル構築にむけて

～大学院での講義を踏まえて～

本講義
参加者代表

中央大学商学部兼任講師
中大大学院法学研究科博士前期課程修了

金井憲一郎
小林 龍生

2月6日(土) 14時よりミニシンポジウム「成年後見制度の多摩モデル構築にむけて～大学院での講義を踏まえて～」が、中央大学多摩キャンパス1号館にて行われた。

本ミニシンポジウムは、2015年度の大学院の講座「高齢社会と成年後見制度」の成果発表を目的として執り行われたものである。外部への周知をしていただいた大学はもとより、各社会福祉協議会、受講生の方々にこの場を借りて感謝申し上げたいと思う。

以下、本ミニシンポジウムを振り返っていききたい。

本シンポジウムは、2部構成で行われた。第1部では、大学院の講座「高齢社会と成年後見制度」受講生

が成年後見制度という大きなテーマの下でそれぞれの関心を向けた問題に関する論文集を参考資料として来場者に参照していただきつつ、本講座の受講者代表5人による発表がなされた。

成年後見制度そのものに関する問題だけでなく、教育による制度の啓蒙^{けいもう}、信託と組み合わせることによる財産管理の充実などの問題提起がなされ、中には、成年後見制度の多摩モデルへの提言も含まれていた。

第2部では、同講座を担当している本大学法学部教授、本学大学院法学研究科委員長、そして日本成年後見法学会理事長である新井誠教授をコーディネーターとし、本講座受講生を代表して2人、社会福祉協議会

の立場から川崎寛氏、信託銀行の立場から土橋正忠氏、さらに外部有識者としてけやき野司法書士法人経営責任者で司法書士の高橋弘氏をパネリストとして招き、ディスカッションが行われた。

川崎氏により、社会福祉協議会での経験を踏まえて「市民後見人の活躍の場づくり」というテーマで市民後見人の必要性、養成の難しさなど多角的な視点から発言があった。

土橋氏により、信託銀行での経験を踏まえて、後見制度支援信託およびセキュリティ型信託の活用で高齢者の財産管理をすることが重要であるとの指摘がなされた。

高橋氏により、成年後見制度における市民後見人の役割が増大する中で、国のモデル自治体となっている埼



中央大学院法学研究科修士2年の
小林恵美子さん



ミニシンポジウムで左から新井教授、高橋氏、土橋氏、川崎氏

玉県飯能市での法人後見による市民後見の取り組みの紹介がなされた。

以上、ごく簡単に振り返ったが、多くの方々から多摩モデルにむけて参考となる意見や提言がなされたミニシンポジウムとなった。

本年度も本学大学院において、成年後見の多摩モデル構築にむけての

講座が用意されている。ぜひとも、これからの超高齢社会において役割が増大していく成年後見に関心のある方々には受講していただき、成年後見の多摩モデル構築にむけて大いに議論し、その現実化につなげていただきたく思う次第である。

むしろ我々も本問題を引き続き考

えていく所存である。我々は、例外なく年老いていき、いつ成年後見を利用する立場になるか分からないのであって、本制度に無関心ではいけない。

本問題を考える人々を増やしていくことが本制度のモデル構築の前提になるはずである。

社会人こそ大学院での学び直しを！

本講義参加者 若林正治

これは、昭和62年に商学部を卒業後大学から離れる事28年、平成27年度前期に出身学部ではない大学院法学研究科において開講された講義「高齢社会と成年後見制度」(担当 新井誠教授)を科目等履修生として受講した社会人の実話である。

「中央大学学術講演会」にお誘いを受け、「諸外国と比べ日本の大学進学率は47%と決して高い水準とは言えない」。さらに「諸外国の25歳以上の大学入学者は、平均21.4%で社会人学生も相当数含まれているが、日本の25歳以上の入



新井教授

学者の割合は1.7%と大きな差をつけられている」

更に寂しい、厳しい話として「日本の大学院の規模は諸外国と比較して小さく、高度人材を育成する基盤が弱い」という、その時の講師の話に衝撃を受けた。

そんな折、ことし1月、本学及び多摩地域の社会福祉協議会の主催で行われた「成年後見の多摩モデル構築にむけて～市民後見人の現在とこれから～」というテーマによるミニシンポジウムが開催された。

同終了時に、2015年度から新規に新井誠教授による、社会人でも受講可能な講義が開講されるということがアナウンスされた。

高齢社会が急速に進展する日本において、成年後見制度の重要性がますます高まっているということは認識していた。

日本成年後見法学会理事長から直接ご指導頂ける、「成年後見多摩モデル構築にむけて一緒に考え

よう」とのお言葉に受講を決断。職場には週1回半期だけ定時で上がることをお願いした。

本講義の参加者は、大学院生、留学生のみならず、科目等履修生として実務に携わっている方、研究者等の社会人と幅広く、実務経験から現在の成年後見制度について抱いた問題点、法的見地から成年後見制度を検討したもの、各回の講義における議論でも、現状の成年後見制度に関する問題点が数多く提起され、大変有意義な時間を共有できた。

科目等履修生制度とは、大学院に研究生として入学せずに、特定の科目について履修し、単位の認定が受けられる制度。なかなか知られていない制度だが、こんなチャンスを生かしてみてもどうだろうか。

学ぶことがこんなにも楽しかったのか、学び直しに手遅れなしであることを今さらながら実感できるはずである。